ページID:33120

行政

き続き1

ぎ100円のままです。 月23日出から運行回数・時刻が変わります。

うございます。 いつもコミュニティバスまほろば号の利用をありがと

60歳以降も国民年金に 任意加入できます 国保年金課 国保年金係(☎内線359) 南福岡年金事務所 ☎(552)6128

険料納付月数が48
③2歳以上0歳未満まで

0 \mathcal{O}

保 月



就職・退職した人は 国保の手続きを忘れずに 国保年金課 国保年金係(☎内線312・313) ページID:24502、24503



かに国保年金課4番窓口で手続きをしてくださ国民健康保険への加入や脱退は自動で行われま

対象者 「加入」 「加入」 「加入していた人 加入していた人 がめた人 やめた人 やめた人

・自営業を営む人
にいないよりで職場のは

生活保護を受けなくなっ無職の人

確認してください。なります。ホーム。

ませ

ん。 す

健康

※封をして提出してく

してください

る人 【脱退】 11 て転出す

・職場の健康保険に入った人・職場の健康保険に入った人・家族の職場の健康保険の被扶養者になった人

必要なもの

対象者 次の①~

<u>4</u>す

ベ てに

金事務所で手続き 市役所

してくい

だ年

令和5年度の元気づくりポイントを交換できます

①日本国内に住所を有し00歳

さ

基礎年金番号の 本人確認書類 分 かる

元気づくり課(保健センター) ☎(928)2000

②老齢基礎年金の繰り上げ支

以上65歳未満

給を受けていない

預貯金通帳

・金融機関への届出印・金融機関への届出印

④手続き時に厚生年金保険や

(40年)未満

共済組合などに加入して

17

ページID:32573

書類の写しが必要です。対象者と代理人の本人確認
※代理の場合はポイント交換 提出物 ②本人確認書類の写し(運転 ①元気づくりポイン 免許証・健康保険証・マイナ など) カ

は次のもの

·健診結果票など カー

時に一覧表を同封します。※使用可能店舗は商品券発送





※窓口では受け付けませ

ん。,

~③を郵送または保健セン交換受付方法 次の提出物① 5月10日金(消印有効) **交換受付期間** 4月1日

提出先 条3 的に寄付します。 は住んでいる自治会1千~3千ポイント -1-1太宰府市元気づ 〒818-012太宰府市五 \wedge 自動数

商品券•副賞発送時期 くり課(保健センタ

※5千ポイントな

31日出にゆめ畑太宰府店で 田(土)

商品券有効期間 (11月30日生)

③未換算ポイントがある場合

理解と協力をお願いします。今回の改正にとどまらず、今後も引き続きよりよい公共交通の実現に向けて検討を進めますので、まほろばもの利用をよろしくお願いします。

ます。 します

・三条台団地の乗り入れ【北谷回り】 北谷地域のバス停を新設間を延長します。 延長し、バス停を新設しつつじヶ丘団地の路線を

時

回りに統一します。・高雄回りの左右回りな 共通 に乗継時間を見直します。 乗継がしやすく 、なるよう を右

若年者の専修学校修学資金を

社会教育課 教務係(☎内線467)

貸与要件

無利子で貸与する制度があります

掲載しています。 対象校・課程 ホー

 \sim ージ

ます。として運行回数を見直し 024年問題)への対応運転手の働き方改革(2

まほろば号の運行ダイヤを改正します

地域コミュニティ課 地域コミュニティ係(☎内線543)

主な変更内容

【大佐野・吉松回り】

ます。 を統一したダイヤにするり組みとして、土日祝日・効率的な運行に向けた取 ことや、 します。

変更後の運行ダイ ージや各バス停に掲示 3月以降順次、 一部路線を見直 ホ

行ダイヤ改正による変更に利用者の皆さんには、運

教育

かの

市内に居住する次の

世帯の収入が生活保護基準

 \mathcal{O}

受け付けています



令和6年度分の就学援助申請を

学校教育課 義務教育係(☎内線478·469)

ページID:2354

運賃は引

対象者

・市民税非課税の世帯生活に困っている世帯 児童扶養手当の支給を受けて いる世帯

支給内容 クラブ活動費など 修学旅行費、 給食費、 (、校外活動

たが

給予定です。 合手定です。

・同じ世帯全員の令和5年度ま

を支払うことが困難な世帯を対象に、その費用を援助する制度です。就学援助とは小・中学校での必要な経費(学用品費や給食費など)

支給時期 **9期** 7月、12月、 -ジに掲載します。 、各月の最終水曜に支7月、12月、3月に ホ

かる通帳など、児童扶養手当 必要なもの 振込希望口座がわ は郵送で提出してください。 申請期限 証書(該当者のみ) 学校教育課窓口 5月10日金まで

※その他に書類の提出を求め 場合があります。

貸与額

な

ページID:2213

の後期課程を中退した人で、高等学校または中等教育学校

等教育学校を卒業した人

育学校・高等学校もしくは中令和5年度に中学校・義務教

などの貸付(給付)を受けてい②その他の奨学資金·福祉資金1·5倍以下の世帯

在学している人申込日現在、専修学校などに

修学資金は専修学校専門課程入校支度金10万円 課程が月額3万円 が月額5万3千円、 その 他 \mathcal{O}

返還期間 内(最長12年) 4月8日 在学期間の3倍の期

申 込 方 間 、ださ 社会教育課に

・市民税減免世帯・市民税非課税世帯・世活保護世帯・世活保護世帯・世話保護世帯・市民税減免世帯

かに該当す

Ź



狂犬病予防集団注射を実施します

環境課 環境保全係(☎内線308)

ページID:27684



す。 犬の新規登録もできます。

集団注射または動物病院で受けさせてください。集団注射では

|の狂犬病予防注射は生後9|日以上の犬の飼い主の義務で

1 □

集団注射日時

円を持って手続き

てください。

証と手数料550 狂犬病予防注射済 課で交付します。 ていない人は、環境 注射済票をもらっ 種して狂犬病予防

4月4日休	高雄台公民館	9:30~9:45	4月9日巛	三条公民館	9:30~9:40
	梅香苑公民館	10:00~10:15		内山公民館	9:55~10:05
	星ヶ丘公民館	10:30~10:45		三条台公民館	10:20~10:35
	馬場公民館	13:30~13:45		市役所東側入口前	10:50~11:20
	松川公民館	14:00~14:15		水城共同利用施設	13:30~13:40
	北谷公民館	14:30~14:45		水城ヶ丘公民館	13:55~14:10
4月5日金	東ヶ丘公民館	9:30~9:55		水城台公民館	14:25~14:40
	緑台公民館	10:10~10:30	4月10日(水)	大佐野公民館	9:30~10:00
	梅ヶ丘公民館	10:45~10:55		つつじヶ丘公民館	10:15~10:30
	榎社	13:30~13:45		ひまわり台公民館	10:45~11:00
	都府楼共同利用施設	14:00~14:15		大佐野台共同利用施設	11:15~11:30
	とびうめアリーナ(総合体育館)駐車場	14:35~15:05	4月11日(木)	とびうめアリーナ(総合体育館)駐車場	9:30~10:00
	国分共同利用施設	9:30~9:55	4月11日(水)	市役所東側入口前	10:30~10:50
	坂本公民館	10:10~10:20			
4月8日(月)	東観世公民館	10:35~10:45	狂犬棋子防注射清 2024年度		
	青葉台共同利用施設	13:30~14:00			

接種前、

獣医師の

狂犬病予防注射済票▶

ある飼い主のみ・要

(市での犬の登録が からの案内はがき

注意事項

記入

犬を制御できる人

が連れて来てくだ



新規登録+狂犬病

持ってくるもの 狂犬病予防注射 予防注射 1頭3千150円 1頭6千150

道路に乗入れブロックを 置かないでください 建設課 維持管理係(☎内線420) ページID:32483

長浦台共同利用施設 吉松共同利用施設

動物病院などで接



ふんなどは飼い主

場合があります。 当日接種できない 問診結果によって

が片付けてくださ

14:15~14:30

14:50~15:10

退任・新任の人権擁護委員の紹介

人権政策課 人権·同和政策係(☎内線443)



12月末で返任								
やま	もと 本 うえ	活	美	さん				
井	上	美知	学	さん				
1月から新任								
き木ば馬	村ぱ	きれい	づる 鶴	さん				
10	場場	치.	三子	さん				

12日士不退任

です。 相談を行っています。 活動をし、毎月、人権 ちの身近な相談相手 人の人権擁護委員が 現在、本市では8

法務大臣が委嘱する 市民の人権を守るま 人権擁護委員は

太宰府市民の森の愛称を募集します

産業振興課 商工・農政係(☎内線438) ページID:32663





応募方法 ※応募用紙がある施 募集期間 金 ~ 29 細はホームペー 投函、またはホー ジで確認してく 設、愛称募集の詳 フォームから 用紙に記入して 施設にある応募 ページの応募 台金 市内公共 市 3月1日 民

解消のために乗入れブ とができます。 事を自己負担で行うこ 道・縁石の切り下げ工 い場合、市と相談し、歩 入口の段差を解消した ます。自宅や駐車場出 を問われることがあり 43条で禁止されていま て置くことは、道路法 ロックや鉄板を継続し 歩道と車 事故が発生した場 設置した人が責任 道 0) 段

